

歯科外来診療における院内感染防止対策に関するお知らせ

当院は、歯科外来診療における院内感染防止対策につき厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届け出ている保険医療機関です。

当院では、歯科診療に係る院内感染防止対策について、下記のとおり取り組んでおります。

○院内感染防止対策に係る指針等の策定

○院内感染防止対策に係る研修の定期的な受講及び職員への定期的な研修の実施

○口腔内で使用する歯科医療機器等に対する患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策

※設置装置：高圧蒸気滅菌機（オートクレーブ）